

実務者研修実施校情報開示資料（令和6年度）

設置者に関する情報

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先
愛媛県
〒790-8570
愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
- 2 代表者の氏名
愛媛県知事 中村 時広

介護福祉士実務者養成施設に関する情報

- 1 名称、住所及び連絡先
愛媛県立北条高等学校全日制課程 総合学科 生活福祉系列
〒799-2493
愛媛県松山市北条辻600番地1
TEL (089) 993-0333
- 2 高等学校長の氏名
渡邊 俊
- 3 開設年月日
平成27年4月8日
- 4 学則等
愛媛県立北条高等学校における実務者養成課程に関する規程

第1章 総則

(総則)

第1条 愛媛県立北条高等学校における実務者養成課程（以下「実務者養成課程」という。）は、愛媛県立北条高等学校校則（以下「校則」という。）に定めるほか、本規程の定めるところによる。

(設置目的)

第2条 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第五号に規定する養成施設として、実務者養成課程を置く。本校における実務者養成課程は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(名称)

第3条 実務者養成課程は、名称を愛媛県立北条高等学校総合学科生活福祉系列とする。

(位置)

第4条 本校は、愛媛県松山市北条辻600番地1に位置する。

(修業年限)

第5条 実務者養成課程の修業年限は、2年次、3年次の2年間とする。

(定員)

第6条 実務者養成課程の定員は、総合学科生活福祉系列1学年26人とする。

第2章 養成課程、履修方法

(養成課程、履修方法)

第7条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第5に定める教育内容を、高等学校学習指導要領に基づく福祉の科目内で実施する。

第8条 実務者養成課程の養成課程は、表1に記すとおりとし、規定された科目は全て履修しなければならない。

2 単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間を1単位として計算するものとする。

表1

教科	科目	単位数	指 定 規 則		高校での時間数
			科 目	時間数	(50分)
福 祉	社会福祉基礎	4	人間の尊厳と自立	5	6
			社会の理解Ⅰ	5	6
			社会の理解Ⅱ	30	36
	介護福祉基礎	4	介護の基本Ⅰ	10	12
			介護の基本Ⅱ	20	24
			介護過程Ⅰ		6
	コミュニケーション技術	2	コミュニケーション技術	20	24
	生活支援技術(医療的ケアを含む。)	6	生活支援技術Ⅰ	20	24
			生活支援技術Ⅱ	30	36
			医療的ケア	50 以上	70 以上
	介護過程	3	介護過程Ⅰ	20	18
			介護過程Ⅱ	25	30
			介護過程Ⅲ	45	54
	介護実習	6			
	こころとからだの理解	7	発達と老化の理解Ⅰ	10	12
			発達と老化の理解Ⅱ	20	24
			認知症の理解Ⅰ	10	12
認知症の理解Ⅱ			20	24	
障害の理解Ⅰ			10	12	
障害の理解Ⅱ			20	24	
こころとからだのしくみⅠ			20	24	
こころとからだのしくみⅡ	60	72			

第3章 学年、学期、休日

(学年、学期、休日)

第9条 本校の学年、学期、休日は、次のとおりとする。

- 1 学年は、学校教育法施行規則第104条第1項において準用する施行規則第59条の定めるところによる。
- 2 学校教育法施行令第29条に規定する学校の学期は、次のとおりとする。
 - (1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで
 - (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで
- 3 学校教育法施行令第29条に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は校長が特に休養が必要と認め、教育長の承認を得た日

第4章 入学

(実務者養成課程の開始時期)

第10条 実務者養成課程への開始時期は、2年次進級時とする。

(入学資格)

第11条 入学資格は、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とする。

(入学者の選抜)

第12条 入学志願者に対して、入学の選抜を行う。

- 2 入学者の選抜方法は、教育委員会が定め、毎年あらかじめこれを公示する。

(入学手続き)

第13条 入学は、学校教育法施行規則第90条第1項の規定により、校長が許可する。

- 2 入学をしようとする者は、速やかに誓約書及び本人の住民票の写しを校長に提出しなければならない。校長は入学をしようとする者に対して、入学手続きに必要な書類の記入方法、奨学資金、入学後の経費、通学に関する手続、その他必要事項を「入学手続のしおり」として配布して手続の徹底をはかる。
- 3 校長は、中学校長から指導要録の抄本又は写しの送付を受け、受理証を交付する。

第5章 休学、退学、復学等

(休学、退学、復学、転学)

第14条 休学、復学、退学、転学の手続きは、生徒異動に関する規程の定めるところによる。

第6章 学習の評価及び課程修了の認定

(学習の評価)

第15条 実務者研修課程の学習の評価は、定期考査・成績評価に関する規程の定める

ところにより、表1にある指定規則上の科目ごとに行う。

(履修の認定)

第16条 実務者研修課程の履修の認定は、表1にある指定規則上の科目ごとに行う。

2 各科目の出席時間数が、指定規則に定められた時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。

(修得の認定)

第17条 実務者研修課程の指定規則上の各科目について、履修が認定され、学習が到達目標に達していると評価できるとき、各科目の修得を認定する。

(課程修了の認定)

第18条 表1にある指定規則上の全ての科目の修得が認められた者に対して、課程修了の認定を行い、修了証を交付する。

第7章 授業料、入学選考料、入学金

(授業料、入学選考料、入学金)

第19条 授業料、入学選考料、入学金は、県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の定めるところによる。

第8章 教職員の組織

(教職員の組織)

第20条 教職員の組織は、校務運営規程及び細則の定めるところによる。

第9章 賞罰

(賞罰)

第21条 生徒の褒賞及び懲戒は、褒賞及び懲戒に関する規程の定めるところによる。

附則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

5 施設設備の概要

<普通教室1>

備 品 名	個 数	備 考
教卓	1	学内共有
机	40	学内共有
椅子	40	学内共有

<普通教室2>

備 品 名	個 数	備 考
教卓	1	学内共有
机	40	学内共有

椅子	40	学内共有
----	----	------

<家庭経営室（和室）>

備 品 名	個 数	備 考
座卓	3	学内共有
長机	5	学内共有
布団一式	1	学内共有

<看護実習室（入浴室）>

備 品 名	個 数	備 考
家庭浴槽	1	
特殊浴槽	1	昇降装置・気泡装置付
簡易浴槽	3	
給排水設備	7	
シャワー設備	6	
入浴用ストレッチャー	3	
入浴用チェア	2	
浴室用リフト	1	
洗濯機	1	
乾燥機	1	

<看護準備室>

備 品 名	個 数	備 考
ロッカー	24	

<介護実習室>

備 品 名	個 数	備 考
成人用ベッド	4	
電動ベッド	4	
便器・尿器	20	
プロジェクター	1	
wi-fi設備	1	

<器具庫>

備 品 名	個 数	備 考
人体骨格模型	1	
人体解剖模型	2	
実習用モデル人形	2	

移動用リフト	1	床走行式
スライディングボード	1	
スライディングマット	1	
車いす	10	
ストレッチャー	3	
ポータブルトイレ	7	
歩行補助つえ	18	
盲人安全つえ	2	携帯用
障害者用食器	12	
ワゴン	8	

<福祉実習室>

備 品 名	個 数	備 考
教卓	1	
机	20	
椅子	20	
wi-fi設備	1	
プロジェクター	1	

<被服教室>

備 品 名	個 数	備 考
裁縫作業台	12	学内共有
椅子	48	学内共有
テレビ	1	学内共有

<食物実習室>

備 品 名	個 数	備 考
テーブル	12	学内共有
椅子	36	学内共有

<食物教室>

備 品 名	個 数	備 考
調理台	10	学内共有

<図書蔵書数>

23,203 冊 (令和6年4月)

養成課程に関する情報

1 養成課程のスケジュール

令和6年度入学生 教育課程表（生活福祉系列）

	教科	科 目	標準単位	1年次	2年次	3年次	合計
普 通 科 目	国 語	現 代 の 国 語	2	2			2
		言 語 文 化	2	2			2
		文 学 国 語	4		2	2	4
	地 理 歴 史	歴 史 総 合	2	2			2
		地 理 総 合	2			2	2
	公 民	公 共	2		2		2
	数 学	数 学 I	3	3			3
		数 学 A	2	□2			□2
		実 践 数 学	2~4		2	2	4
	理 科	地 学 基 礎	2	2			2
		科学と人間生活	2		2		2
	保 健 体 育	体 育	7~8	3	2	2	7
		保 健	2	1	1		2
芸 術	音 楽 I	2	△2			△2	
	美 術 I	2	△2			△2	
	書 道 I	2	△2			△2	
外 国 語	英語コミュニケーションI	3	4			4	
家 庭	家 庭 基 礎	2	2			2	
情 報	情 報 I	2	2			2	
普通科目の単位合計				25~27	11	8	44~46
専 門 科 目	商 業	ビジネス基礎	2~4	□2			□2
	福 祉	社 会 福 祉 基 礎	2~8		2	2	4
		介 護 福 祉 基 礎	2~8		2	2	4
		コミュニケーション技術	2~4		2		2
		生 活 支 援 技 術	2~10		3	3	6
		介 護 過 程	2~4			3	3
		介 護 実 習	2~14		2	4	6
		こころとからだの理解	2~10		4	3	7
英 語	総 合 英 語 I	2~8		2		2	
	総 合 英 語 II	2~8			2	2	
専門科目の単位合計				0~2	15	19	36~38
総 合	産 業 社 会 と 人 間	2	2			2	
総 合 的 な 探 究 の 時 間		3~6		1	2	3	
特 別 活 動	ホ ー ム ル ー ム 活 動	3	1	1	1	3	
履 修 単 位 数 総 計				30	30	30	90
[備考]							

・ 1年次では△印のある科目の中から1科目、□印のある教科科目1科目を選択する。

2 定員

26名

3 入学までの流れ

愛媛県教育委員会のHPをご覧ください。

<https://ehime-c.esnet.ed.jp/koukou/nyuusi/r04nyuusi/nyuusi.html>

なお、本校に関する問い合わせは下記までお願い致します。

〒799-2493 松山市北条辻 600 番地 1

愛媛県立北条高等学校

TEL 089-993-0333

4 費用

生徒1人あたりの負担金（令和6年度）

費 目	第1学年	第2学年	第3学年	合 計
入学検定料	2,200			2,200
入 学 金	5,650			5,650
授 業 料	118,800	118,800	118,800	356,400
実 習 費	0	10,300	3,500	13,800
教育充実費	50,000	18,000	18,000	86,000
生徒会費	9,200	7,200	7,200	23,600
教 材 費	47,150	24,000	20,000	91,150
合 計	233,000	178,300	164,000	578,800

※授業料については、高等学校等就学支援金の受給資格認定申請に該当しない場合。

※実習費には交通費(実費)は含んでいない。

5 科目ごとのシラバス

別添ファイルをご覧ください。

6 教員数、科目ごとの担当教員名

教員数 教諭 3名

氏 名	担 当 科 目	資 格・免 許	教 員 要 件 等
今道 晶子	コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程 介護実習 こころとからだの理解	「福祉」教員免許 「看護」教員免許 看護師免許 養護教員免許	・教務に関する主任者 ・実務者研修教員講習会 修了 ・介護過程Ⅲ（面接授業） を担当する教員 ・喀痰吸引等研修（不特定 の者対象）指導者養成 研修修了
大野 美江	社会福祉基礎 介護福祉基礎 介護実習	「福祉」教員免許 「家庭」教員免許	・実務者研修教員講習会 修了
伊藤 知加	社会福祉基礎 生活支援技術 介護実習 こころとからだの理解	「福祉」教員免許 社会福祉士免許 介護福祉士免許	

7 使用する教材

教科書 「社会福祉基礎」「介護福祉基礎」「コミュニケーション技術」
「介護過程」「生活支援技術」「こころとからだの理解」 実教出版
補助教材 「医療的ケア」 中央法規出版
「介護福祉士 実務者研修テキスト」 中央法規出版

8 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

実 習 施 設	住 所
特別養護老人ホーム 菊仙荘	〒799-2302 今治市菊間町種3560-5
特別養護老人ホーム 高縄荘	〒799-2414 松山市立岩中村甲345
特別養護老人ホーム 聖マルチンの家	〒799-2426 松山市中西内250-2
特別養護老人ホーム 第二権現荘	〒799-2653 松山市権現町甲648-1
特別養護老人ホーム 安寿荘	〒791-8006 松山市安城寺町1673-1
特別養護老人ホーム 風早の家	〒799-2460 松山市苞木甲200
老人保健施設 福角の里	〒799-2652 松山市福角町乙69-1
介護老人保健施設 海辺の郷	〒799-2434 松山市柳原739

実績に関する情報

- 1 卒業生の延べ人数
48名

2 卒業生の進路状況

進学・就職先	R 2	R 3	R 4	R 5
聖カタリナ大学 人間健康福祉学部	1	1	1	1
四国学院大学 社会福祉学部		1		
河原医療福祉専門学校				1
十全医療専門学校			1	
介護老人保健施設 海辺の郷	1			
特別養護老人ホーム 聖マルチンの家			1	
社会福祉法人 泰斗福祉会	1			
社会福祉法人 泰斗福祉会	1			
(有) 四ツ葉		1		
社会福祉法人 白寿会	1		1	
社会福祉法人 道真会	1			
医療法人滴水会 吉野病院	1			
医療法人財団慈強会 松山リハビリテーション病院	1	1		
医療法人聖ルカ会 さくら苑	1			
(医) 弘仁会		1		
(有) グリーンヘルス		1		
介護職以外	1	1		
合計	9	7	4	2